

科学技術者としての獣医師のありよう(その47)

誌名	日本獣医師会雑誌 = Journal of the Japan Veterinary Medical Association
ISSN	04466454
著者	中村, 寛
巻/号	30巻6号
掲載ページ	p. 353-355
発行年月	1977年6月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



<論説>

科学技術者としての獣医師のありよう (その47)

日本獣医師会会長 中村 寛

47. 省エネルギー時代と獣医師の対応

読売新聞4月21日の社説は「米の新エネルギー政策と日本」と題して論説を発表した。その内容はわれわれにとって実に示唆にとんだものである。これを以下紹介して獣医師としての対応は如何にあるべきかを考えてみたい。「カーター米大統領は18日夜(筆者註4月18日)、全国民にテレビを通じて、迫りくるエネルギー危機を訴え、節約による石油の輸入依存度引き下げの緊急性を説いた。20日にエネルギー教書を議会に送る前に、国民の理解と協力を求めたもので、豊富で安いエネルギーの大量消費に支えられてきたアメリカ生活様式そのものへ、大統領の指導力をかけて挑戦したものと見える。わが国は米国以上に省エネルギーを推進しなければならないのに、立ち遅れている。政府はこれを機会に、わが国独自のエネルギー政策樹立についての国民的合意形成に努力すべきである。世界が米国の新しいエネルギー政策に重大な関心を抱くのは、切実な理由があるからである。それは迫りくるエネルギー危機に自由世界が正しく対応し、これを回避するには、米国の政策動向がカギを握っていると考えるからだ。経済協力開発機構(OECD)は1985年ごろになると、世界の石油需要が石油輸出国機構(OPEC)の生産量を上廻り、物理的な石油不足時代に入ると予測している。新政策の採用に踏み切るについて参考にされた米中央情報局(CIA)の報告も、ほぼ同じ見方をとっている。その場合、石油価格はさらに高いものになるだけでなく、米国、欧州諸国、日本が、中東石油の争奪をめぐって対立することが予想される。(中略)

石油不足時代を回避する道

新しいエネルギー政策は、エネルギー高価格政策の導入と石炭の増産を柱としており、(中略) エネルギー高価格政策の重点は、交通部門におかれ、ガソリン消費税の引き上げと、燃料効率の良い車の生産奨励が手段となっている。エネルギー消費の4分の1がこの部門で行なわれていることを考えると、適切な政策といえる。また、これとはほぼ同じ比重の消費をしている民需部門での節約には、民間住宅の90%に、冷暖房効率を高める断熱設備をつけるという方針が出された。ガソリンを湯水のように使う大型車や冷暖房完備の住宅は、アメリカ的生活様式の根幹をなすもので、カーター大統領は、まさ

に生活様式そのものの変革を訴えたのである。(中略)

わが国も国民的合意の形成を

『日本には石油もないが、知恵もないのか』と、国際社会でいわれている。米国に次ぐ石油輸入国、しかも国産がゼロに近い国なのに、省エネルギーは掛け声だけで、実効はあがっていない。そのことへの皮肉である。(中略) いま政府は、総合エネルギー政策の大きかりな見直し作業をしている。50年12月に決めた政策の基本方向は正しいとしても、将来の需給見通しは甘いもので、大幅な修正が必要である。その前提となるものは、エネルギー危機への正しい認識を広く国民に知らせることであろう。(中略) しかし、全体としてのエネルギー危機への認識は、政府、民間とも、一部識者の間でのみ深まり、国民的広がり欠けているのが現状である。エネルギー問題の解決には、国民的合意の成立が不可欠の条件で、この点について、政府は強力な手を打つべきである。このような合意の上に、開発と節約に同等の重要性を与え、開発に必要な膨大な資金調達の問題を考えると同時に、これと並行して、省エネルギー政策を充実、前進させなければならない。米国の新エネルギー政策が、節約を手段にして、エネルギー需要の伸びを落とすことを眼目としていることは、大いに参考になる。わが国の省エネルギー政策に欠けているものは、価格メカニズムの積極的活用と法的な規制の2点である。自発的な協力の呼びかけには限度がある。2つとも国民に犠牲を求めるものだが、エネルギー危機を避けるための代価と考えるなければならない。』——長い引用になったが内容のある論説である。

昭和48年のエネルギー危機には、通産省は「石油消費節約令」を出して「この冬は闇夜もオーバーを着てやります」と当時の中曽根通産大臣は大いに張り切ったが現状はどうか。「ノドも過ぎれば熱さ忘れる」はわが国民の「熱し易く冷め易い」国民性を如実に表現しているがエネルギー危機はそんななまやさしいものではない。現在のエネルギー危機の実体は、昭和48年のエネルギー危機の実体と本質的には何らかわっていないのであるが読売の社説も指摘するように、国民の対応は全くゼロに近い。オールヒーティングの住宅では4日間に500lの石油を消費するというが、こんな家がどんどん新築されている。ところが若しこのような家が日本の住宅の多くに採用されたとしたら石油を一体どうするかと

なると人々は「輸入するさ」という以外何も知らない。また、若い人々は競って自分の車を大型車に買い換えるのが目下の流行だという。

何故、わが国で省エネルギーが育たないのか

このことに対し法政大学社会学専攻の力石定一教授は「現代の工業文明が、環境の危機におちこんだのは、根本的には、『技術の選択』を誤ったことにある。現代技術は、物理学と化学の法則だけを組み合わせ、便利さとスピードと省力化を『深追い』し、生態学の法則を無視してきた。」(世界5月号、省エネルギーのための提言) ことであると指摘し、これを是正する道は「物理学と化学と生態学の3つの法則を最高に組み合わせ、生態学的に健全なものに向って、『技術の選択』を変更していくことが重要である」と提言している。農業部門では「農業では、化学肥料と農薬の使用に対して高い環境汚染料を課し、ここから人糞を堆肥化するコンポスト・トイレット(スカンジナビアで市販され、日本でもテストがはじまっている)の設置に対して補助金を出す。畜糞をコンポストしたものに対しても、品質のよいものに補助金を出すといった政策をとるべきだ。これによって化学肥料と農業生産のためのエネルギー消費量を大幅に削減することができよう。混作を奨励すれば、天敵の作用が増えるし、輪作をすれば、畑のときに土壌に逃げた害虫は、田んぼにして水をはられると窒息死するので、農薬使用量はずっと減るだろう。以上のようにすれば、化学物質の使用量が減り、不必要になった化学工場も間引いてゆけば、近海の水がきれいになる。その結果放牧型の栽培漁業をさかんにすることができれば、遠洋漁業に伴う輸送エネルギー消費を大きく削減できるわけである。」(前掲誌) とすることを真剣に考えなければならないとも指摘している。

このように識者の熱心な指摘・提言にもかかわらず何故、わが国で省エネルギーの常識が育たないのか。これは国をあげての高度経済成長の悪夢がいまだにさめないことにその原因があるのである。私がたびたび本稿で取りあげてきた畜産物の安全性確保の問題も、この高度成長の流れとしての大型畜産における構造上の問題が解消しない限り、根本的な解決はあり得ないと断言してはばからない。すなわち、日本経済の構造上の問題点の解消、国民の「生きる」ことの意識の改革、強力な法的対応、行政の根本的大転換等々が省エネルギー政策の重要な柱として強力に実行に移されなければならないのであるが、国民の多くは事の重要性についてあまりにも認識が稀薄である。

省エネルギーと畜産・獣医師の対応

本来農業生産は自然の循環系を合理化したものと理解

され、実行されてきた。それが空中窒素の固定による窒素肥料の工業化とともに農業生産は飛躍的に増大したが、いっぽう「農業は石油を喰う産業」として大きく変貌してきた。例を「わが国の水稲のエネルギー支出」についてみると、(千キロカロリー/ヘクタール)とエネルギー収入/支出比は1950年では5.685が1960年には12.990、1970年には28.416と年々大幅に増大しているのである。畜産についても同じで、例を牛肉についてみると、牛肉の形でエネルギー収入1カロリーあたりのエネルギー支出は15カロリーである。と計算されるというのである。すなわち農業でも、畜産でも、機械化による労働の合理化とか省力化、または化学肥料の増施、農薬の大量使用といったような、いわゆる農業の近代化という名によって、恐しいばかりの石油エネルギーが消費されているのである。そして最近では畜産物の生産だけではなく、その糞尿の処理にまで石油エネルギーが大量に使用されるようになった。

最近のわが国の飼料の実質自給率は20%といわれているが、残りの80%はすべて外国からの輸入である。輸入には船が使用されるが、この船がまた大きく石油エネルギーを喰うのである。こうしてみると、わが国における畜産は省エネルギーの立場から考えるとき、それはまったく不経済な産業ということになるのである。何故、この不経済な畜産をわが国でやらなければならないのか——というのは唯一つ、「畜産物は国民の食糧である」がためである。然し、昨今のように世界的に石油資源が欠乏し、省エネルギーの今日、それだけでは畜産の存立の意義は完全とはいえないのである。というのは、それは金ではなく、石油という物が無くなるという。まことにどうにもならない現実だからである。昔から「無い袖はふれない」ということがあるが、ここで、どうしてもやらねばならないことは畜産の構造改革である。

ヨーロッパのある国では50%の飼料を自給しない農家には畜産援助の手はさしのべないという。また、ある国では乳牛10頭までは一番多く、それ以上になると一頭当りの国の補助金は大きく減額されるという。しかるに、わが国では酪農団地の造成には、国・県・市町村の補助金が、合せて66%もつくという。1農家当りにすると実に数千万円の補助額になるのである。そして、このため附近の堅実な10頭以下の(それは補助金のない自立・模範農家である)複合酪農家は年々減少するというのである。省エネルギーの今日、食糧自給が大きく叫ばれている今日、「何と馬鹿なことが」といっても現実に全国各地にこのことが畜産振興の大きな柱として大々的に行なわれているのである。この反面、秋田県仁賀保町農協では、各農家が「鶏10羽、豚1頭」を飼育しようとする実践活動が、千葉県の上野村では「庭先養鶏」が

活発に実行されているという。

国が県が、食糧自給の本質を、省エネルギーの現実を全く忘れていているというのか、農家はその本質を充分認識しているというのか、私は、それをここで問おうとしているのではない。ただ、そのいずれの場合にも獣医師がそこに介在しているのであろうと想像するのであるが、何故、獣医師個々が、その現実認識において、こうも差があるのかということをお問おうとしているのである。

日本全獣医師長年の悲願であり私ほか執行部、関係者が命をばって努力して参った獣医学教育の6年制実施のための獣医師法一部改正は、よほどのハプニングがない限り本稿が印刷される頃には完了していることと思われるが、問題はその内容である。真に年限延長の意識を充

足した獣医学教育が実現しなければ全く意義のないことはしばしば論説において強調したところである。すなわち獣医学教育の6年制実現の目的は、単に2カ年の年限を延長することではなく、より高度の獣医師を養成することにあるが、このことは決して専門馬鹿を作ることではない。昨今の獣医師の博士指向ブーム(?)、獣医学のマイクロ化傾向を決して悪いというのではないが、ただ、状況がどう変化しようと、畜産の現状を正確に把握して、食糧の戦略化時代、省エネルギーのきびしいこの時代に対応すると同時に更に難関を切り拓いて事態の改善をはかることが科学技術者としての責務であると信ずる。

(つづく)

獣医師法一部改正、国会成立

獣医学教育修業年限延長いよいよ実現へ

獣医師法の一部を改正する法律（法律第47号） （農林省）

獣医師が具有すべき知識および技能の水準を高め、かつ、これが多様化することが要請されている現状にかんがみ、獣医師の資質の向上を図るため、獣医師国家試験の受験資格を、大学において獣医学を正規の課程を修めて卒業し、かつ大学院において獣医学の修士の課程を修了した者に引き上げることとした。

（官報告示 昭和52年5月27日、第15111号による）

獣医師法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

昭和52年5月27日

内閣総理大臣 福田赳夫

法律第47号

獣医師法の一部を改正する法律

獣医師法（昭和24年法律第186号）の一部を次のように改正する。

第12条第1号を次のように改める。

1 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において獣医学の正規の課程を修めて卒業し、かつ、同法に基づく大学院において獣医学の修士の課程を修了した者

附則第16項中「（昭和22年法律第26号）」を削る。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和53年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 次の各号の1に該当する者は、改正後の第12条の

規定にかかわらず、獣医師国家試験を受けることができる。

1 この法律の施行の際現に改正前の第12条各号の1に該当する者

2 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の第12条第1号の大学に在学し、施行日以後に改正前の同号に規定する要件に該当することとなった者（施行日以後に改正後の同号の大学に新規に入学してこれを卒業することにより、改正前の同号に規定する要件に該当することとなった者を除く。）

3 外国の獣医学学校を卒業し、または外国で獣医師の免許を得た者に関する第12条第2号の規定の適用については、施行日以後5年間は、同号中「前号に掲げる者」とあるのは、「獣医師法の一部を改正する法律（昭和52年法律第47号）による改正前の獣医師法第12条第1号に掲げる者」とする。

農林大臣臨時代理

国務大臣 長谷川四郎

内閣総理大臣 福田 赳夫

獣医師法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

衆議院農林水産委員会

昭和52年5月12日

政府は、本法の施行にあたり、左記事項の実現に努めるべきである。

記

1. 6年制獣医学教育の実施にあたっては、学部4年と大学院修士課程2年を通じて効果的な一貫教育が行え